

臨床遺伝専門医 更新単位 参加によるもの ※2024年5月作成 2024年8月修正

細則第9条（4）もご参照くださいませ。

https://www.jbmg.jp/wp-content/uploads/2023/10/saisoku_20230601.pdf

注意事項：

※参加証明書として、学術集会参加証、セミナー受講証、シール等の提出が必要です。

※学術集会の領収書や、学術集会中に開催された専門医の講演の参加証明では、学術集会自体の参加証明として無効です。

下記が参加証の代わりとして有効ですが、参加証を紛失した場合は、まず学術集会の運営事務局様へ参加証の再発行が可能かお問い合わせくださいませ。

- ・筆頭演者の抄録＋目次の該当ページのコピー
- ・筆頭演者の抄録＋出張届を所属に出している場合はそのコピー
- ・基本領域学会の会員マイページの参加履歴 例：日本産婦人科学会のマイページに掲載されている参加履歴。参加履歴を出力いただき、該当する参加履歴にマーカーを引いてください。

対象となる学術集会・セミナー等	単位数	備考
日本人類遺伝学会 学術集会	10	
日本遺伝カウンセリング学会 学術集会	10	
日本医学会の学術集会	8	
委員会が認めた臨床遺伝関連学会（下記7つの学術集会参加）		
・日本先天代謝異常学会	5	
・日本小児遺伝学会	5	
・日本遺伝子診療学会	5	
・日本先天異常学会	5	
・日本家族性腫瘍学会（現在は日本遺伝性腫瘍学会）	5	
・日本遺伝子細胞治療学会	5	
・日本産婦人科遺伝診療学会	5	
臨床細胞遺伝学セミナー	5	
日本遺伝カウンセリング学会 遺伝カウンセリング研修会	12	※第13回遺伝カウンセリング研修会までは「12単位」
日本遺伝カウンセリング学会 遺伝カウンセリング研修会 ※第14回遺伝カウンセリング研修会以降の研修会	5	※第14回遺伝カウンセリング研修会以降の研修会は、1日参加につき5単位（2日参加で10単位）
日本遺伝カウンセリング学会 遺伝カウンセリングアドバンスセミナー	10	
遺伝性腫瘍セミナー	5	
日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の学術集会において臨床遺伝専門医制度委員会が企画した専門医の教育に資する講演	1	例：日本人類遺伝学会第68回大会の教育プログラム1の受講証明（シール等） 1回の学術集会につき、合計2単位まで有効です。例えば、第68回大会において、教育プログラムに複数参加した場合でも、有効なのは2回（2単位）のみです。

下記の関連学会については、具体的な学会名を事務局宛にメールにてお問い合わせいただければ、担当委員会にて該当するかどうかを確認いたします。	単位	備考
その他臨床遺伝関連諸学会（臨床遺伝関連のセッションに参加の上、裏付け資料提出）	2	
委員会が認めた国際的臨床遺伝関連学会	8	下記4学会が該当。 <ul style="list-style-type: none"> ・ International Congress of Human Genetics ・ American Society of Human Genetics ・ American College of Medical Genetics ・ European Society of Human Genetics
その他の国際的臨床遺伝関連学会	5	

下記の委員会が認めた研修会については、研修会の参加証明書類に臨床遺伝専門医の更新単位が記載されている筈です。更新単位が記載されていない場合、その研修会は更新単位として認められません。	単位	備考
委員会が認めた研修会	1~3	委員会が認めた研修会の一覧表は、現在HPで掲載しておりません。 毎月のように、新規の研修会から単位の申請があるため、一覧表はHPには掲載しておりません。 単位が承認された研修会の場合は、研修会から発行される受講証明書などに臨床遺伝専門医の更新単位数が記載されております。

救済措置：現在の細則には専門医更新単位として明記されておりませんが、過去の細則には明記されていたため、経過措置中です。	単位	備考
遺伝医学セミナー	10	ご自身の認定期間内で参加された遺伝医学セミナーかつ、2023年5月より前に開催した遺伝医学セミナーであれば、単位として認められます。
遺伝カウンセリングロールプレイ（GCRP）研修会	3	ご自身の認定期間内で参加されたGCRP研修会かつ、2023年5月より前に開催したGCRP研修会であれば、単位として認められます。